環境文明社会づくり あれこれ（59）

源流（59）

加藤　三郎

これまで過去の激甚な産業公害対策の克服に貢献した多方面の専門家を紹介してきたが、弁護団など法曹関係者の努力、特に裁判官の勇気ある前向きな判断も忘れられない。

中でも高度経済成長期の日本社会を揺るがした「四大公害裁判」のいずれにおいても、担当した地方裁判所の裁判官は、被害者原告の主張に寄り添った判決（1971 － 73 年の間）を下し、企業の責任と賠償義務を明確にし、政府・自治体の対策強化を促した。

私にとっても記憶すべき判決は、津地裁四日市支所が下した「四日市公害訴訟判決」。そのポイントは、被告企業はコンビナート開始後に硫黄酸化物（SOx）などを大量に排出し、それが原告らの疾患の主要因子となったこと。コンビナート内の被告 9 社は互いに関連性が緊密なので、「共同不法行為」の責任を免れないとして、慰謝料など損害賠償を支払えと企業責任を明確にした。判決文の中で裁判官は、「少なくとも人間の生命、身体に危険のあることを知りうる汚染物質の排出については、企業は経済性を度外視して、世界最高の技術、知識を導入して防止措置を講ずるべきであり、そのような措置を怠れば過失を免れない」と述べ、行政に対しても、「国や地方公共団体が経済優先の考え方から、工場による公害問題の惹起などについて事前の慎重な調査検討を経ないまま、（中略）落ち度があった」「公害の根本的な解決、患者の救済などを含めて究極には行政の問題となる」と明言している。

この厳しい判決に対し、被告側には上訴の動きもあったが、三菱油化の経営者らの良識ある判断と説得とにより、控訴せずに、この歴史的判決が確定した。一方、行政側も、小山長規環境庁長官（当時）は、「被害者の主張と権利が認められたことは高く評価し、公害対策の早期確立に欠けたことを素直に反省する。すでに設定されている環境基準を、亜硫酸ガスを含めて見直しを行い、排出基準の強化を図る」と表明し、知事も市長も、それぞれ遺憾や反省の談話を出し、実際、条例の改正強化がなされた。もしこの判決がなかったら日本の大気汚染対策はどうなっていただろうかと、国の行政に身を置いた者として粛然とならざるを得ない。

日本の司法にも「正義」があったことをありがたく思う。

それにつけても、昨今の原子力発電やリニア新幹線工事に関する訴訟では、国側の主張を一方的に採用する判決が少なくないことは残念だ。ただ、私の知る限りの一つの例外は、今から 12 年前、関西電力大飯原発の再稼働を巡る運転差止訴訟において、原発を動かさないと化石燃料の輸入代金が増え、国富が流出するとの電力側の主張に対し、福井地裁の樋口英明裁判官は、「原発の運転停止によって多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流出や喪失というべきではなく、豊かな国土とそこに根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻すことができなくなることが国富の喪失である」と判決し、原発の稼働を止めた。このニュースに「日本にも立派な裁判官がいるものだ」と思った（4 年後の名古屋高裁判決でこの決定は取消し）。

このように、日本の環境対策を正しく進める上においては、裁判官、弁護士らの役割も極めて大きいのだ。

